

東京医科大学共同研究取扱規程

平成25年6月25日
制定

改正 平成27年4月23日東医大発第288号
(趣旨)

第1条 この規程は、東京医科大学（以下「本学」という。）における外部機関との共同研究の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「民間機関等」とは、本学以外の外部機関をいう。
- (2) 「共同研究」とは、本学の職員が民間機関等に所属する研究者と共通の課題について共同して行う研究をいう。
- (3) 「研究代表者」とは、本学において共同研究を総括する者をいう。
- (4) 「研究担当者」とは、本学において共同研究を行う者をいう。
- (5) 「民間等共同研究員」とは、民間機関等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のため在職のまま本学に派遣される者をいう。

(受入れの原則)

第3条 共同研究は、民間機関等の研究者と共通の課題について共同又は分担して研究を行うことにより、優れた研究成果を期待できるものであり、かつ、本来の教育研究及び診療に支障をきたすおそれなく、本学の諸規程に抵触しないと認められる場合に限り受入れるものとする。

(申込み)

第4条 共同研究の申込みをしようとする民間機関等は、共同研究申込書（別紙様式1）及び共同研究実施申請書（別紙様式2）を研究代表者の所属する長の承認を得て学長へ提出するものとする。ただし、当該民間機関等の定めにより、共同研究申込書を提出することができない場合、これを省くことができる。

(受入れの決定)

第5条 学長は、共同研究申込書を受理したときは、第3条に定める受入れの原則に基づき、内容を審査し、当該共同研究の受入れの可否を決定する。

2 学長は、前項により当該民間機関等との共同研究の受入れを決定したときは、医学科教授会又は看護学科教授会及び理事会に報告するものとする。

(契約の締結)

第6条 前条により当該民間機関等との共同研究の受入れを決定したときは、速やかに民間機関等の長と共同研究契約を締結するものとする。

(研究者の受入れ)

第7条 本学は、研究・教育上有意義であり、かつ、本来の研究・教育に支障を生じるおそれがないと認められる場合に、民間機関等に属する研究者を民間等共同研究員として受入れるものとする。

2 前項の研究者の受入れは、学校法人東京医科大学研修員規程によるものとする。

3 前項の場合において、学校法人東京医科大学研修員規程中の「研修員」とあるのは「民間等共同研究員」、「研修費」とあるのは「研究料」に読み替える。

(共同研究に要する経費)

第8条 民間機関等より、共同研究に要する経費を受け入れる場合には、民間機関等は、人件費、謝金、旅費、機器備品費、消耗品費等の共同研究の遂行に必要となる直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び共同研究遂行に関連して直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）を負担するものとする。

2 間接経費は直接経費の20%に相当する額とする。ただし、学長が特に認めた場合は、これと異なる額とすることができるものとする。

3 民間機関等における共同研究に要する経費は、民間機関等が負担するものとする。

(設備等の取扱い)

- 第9条 共同研究に要する経費により、共同研究の必要上、本学において新たに取得した設備等は、本学に帰属するものとする。
- 2 前条第3項により、共同研究の必要上、民間機関等において新たに取得した設備等は、民間機関等に帰属するものとする。
- 3 本学で行う共同研究の遂行上必要な場合には、民間機関等から、共同研究に要する経費のほか、設備等を受け入れることができるものとする。この場合における設備の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費は、民間機関等が負担するものとする。
- 4 前3項にかかわらず、本学及び民間機関等が共同研究契約書において合意した場合は、別の取扱いができるものとする。

(研究場所)

第10条 研究担当者は、共同研究のために必要な場合には、民間機関等の施設において研究を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において、研究担当者が民間機関等の施設において研究を行う場合は、研究用務のための出張として手続をとるものとする。

(共同研究の変更又は中止)

第11条 研究代表者は、共同研究の内容を変更又は中止する必要が生じた場合は、直ちに学長に申出なければならない。

- 2 学長は、共同研究の遂行上やむを得ないと認められるときは、民間機関等と協議の上、これを変更又は中止することができる。
- 3 前項により共同研究を中止した場合で、民間機関等が負担した既納の経費の額に不要が生じたときは、不要となった額の範囲内で、本学はその全部又は一部を民間機関等に返還することができる。ただし、民間機関等からの申出により中止する場合には、当該経費は原則として返還しない。

(研究の報告)

第12条 研究代表者は、研究期間が終了したときは、速やかに研究成果報告書を学長に報告しなければならない。

(研究成果の公表)

第13条 共同研究による研究成果の公表の時期及び方法については、共同研究契約書に基づき、共同研究の相手方である民間機関等と協議の上行うものとする。

(知的財産の取扱い)

第14条 共同研究の結果得られた研究成果に係る知的財産等の取扱いは、共同研究契約書に基づき処理するものとし、共同研究契約書に定めのない事項については、学校法人東京医科大学職務発明規程によるものとする。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、研究支援部研究支援課において行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成25年6月25日から施行する。

附 則 (平成27年4月23日東医大発第288号)

この規程は、平成27年4月6日から施行し、平成27年4月1日から適用する。(第4条、別紙様式1及び別紙様式2の改正)

別紙様式1 (省略)

別紙様式2 (省略)